

【2023 年度新入生対象】

日本学生支援機構 給付奨学金採用候補者向け 自宅外月額支給早期化の手続きについて

高校在学時に日本学生支援機構奨学金に申込み、予約採用となった給付奨学金採用候補者のうち、自宅外（下宿先や寮等）から通学される方で、自宅外月額支給の早期化を希望する人は、進学予定の大学に対して必要な書類を期限内に不備なく提出することで、進学届提出後、初回振込月より自宅外月額を受けることが可能になりました。

自宅外月額支給の早期化を希望する人は、以下の内容を確認し、期限内に必要な手続きを不備なく完了してください。

○対象者…**以下の条件をすべて満たす者**

- ・2023 年度に本学に入学することが確定している者
- ・2023 年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者である者
- ・指定された提出期限までに、申請に必要な書類を不備なく整え、提出できる者

○申請書類…**以下の 2 点の書類を不備なく提出してください**

- ・（様式 35）通学形態変更届（自宅外通学）
 - ・自宅外通学における証明書類等（賃貸借契約書のコピー、入寮の事実がわかるもの等）
- ※（様式 35）通学形態変更届（自宅外通学）の 2 ページ目以降に、記入方法および自宅外通学の証明書類についての詳細が記載されています。必ず確認し、不備なく書類を準備してください。申請書類に不備がある場合は、原則、自宅外月額支給の早期化の対象外となります。

○提出方法…**郵便のみ**（簡易書留など記録の残る郵便を使用してください）

- ※今回の申請に際し、選択した郵送方法や郵便事故（不着や到着遅れ、紛失など）に伴って発生するすべての不都合・不利益について、本学は一切関知しません。

○提出先…**〒567-0008 大阪府茨木市西安威 2-1-15** **追手門学院大学 学生支援課 奨学金担当 宛**

○提出締切…**2023 年 3 月 10 日（金）消印有効**

- ※上記締切後に届いた申請書類については、原則、自宅外月額支給の早期化の対象外となります

○注意事項

- ・早期化を希望する/しないにかかわらず、高校在学時に日本学生支援機構奨学金に申込み、予約採用となった人はすべて、大学入学後に手続きが必要です。詳しくは 3 月中旬以降にオープンする特設 HP「2023 年度入学にあたっての新生・編入生スタート案内」で確認してください。
- ・上記提出締切までに書類が調えられない者や本学に進学することが確定していない者、早期化を希望しない者は、大学入学時に行う手続き時に自宅外通学の申請に必要な書類を提出してください。（進学届提出後の初回振込みは自宅月額での支給となり、審査完了後、自宅外月額の支給となります）。

○問い合わせ先…**学生支援課（安威または総持寺総合オフィス）**

メールアドレス：shougakukin@otemon.ac.jp